法規的告示

○農林水産省告示第六百二十二号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十五条第一項第十三号及び第二項第二号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労を行わせる体制の基準）

第一条　木材産業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が次のいずれにも該当することとする。

一　木材産業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　木材産業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　木材産業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第二条　木材産業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一　小分類一二一―製材業、木製品製造業

二　細分類一二二二―合板製造業

三　細分類一二二三―集成材製造業

四　細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業

五　細分類一二二七―銘木製造業

六　細分類一二二八―床板製造業

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○農林水産省告示第六百二十三号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、第十九条第三項及び第三十九条第一項第五号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準等を次のように定める。

令和八年四月二十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労の内容の基準）

第一条　林業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当する者であること。

イ　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けている者

ロ　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項又は第四十四条第二項の規定により公表されている民間事業者

二　規則第十三条第二項第二号ニに規定する安全衛生に係る業務において、別表の上欄に掲げる時期の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間数を標準として、育成就労の対象となっていた期間（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間。別表において同じ。）の合計が一年に達するまでにあっては総時間数が四十六時間以上、当該合計が一年に達した日の翌日から育成就労の終了日までにあっては総時間数が九十七時間以上、一級若しくは二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定をいい、林業職種に係るものに限る。以下同じ。）に合格した者、又は三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の実務の経験を有するものが育林・素材生産作業に関する基礎的な知識を修得させる講習（座学、見学及び実地訓練を含む。）を実施することとしていること。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　林業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　育成就労指導員が次のいずれかに該当する者であること。

イ　一級又は二級の技能検定に合格した者

ロ　三級の技能検定に合格した者であって、その後育林・素材生産作業について三年以上の実務の経験を有するもの

二　申請者が次のいずれにも該当すること。

イ　林業分野に係る分野別協議会（法第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

ロ　林業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

ハ　林業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

ニ　育成就労外国人が育林・素材生産作業に従事する現場において、緊急時における連絡体制を整備することとしていること。

ホ　育成就労外国人が伐木の作業に従事する現場において、緊急時に当該育成就労外国人に対して指示をすることができる場所に育成就労指導員を配置することとしていること。

ヘ　前条第二号に規定する講習に係る育成就労外国人の習熟度を確認するための書類により、当該習熟度を確認することとしていること。